

令和4年度当初予算補助金・交付金一覧表

《一般会計》

3 経営戦略部

(単位:千円)

No.	担当課名	名称	予算額	目的	交付先	交付(見込)件数	種別	事業開始年度	根拠法令等
1	総務課	徳島県私立学校運営費等補助金(一般補助・特別補助)	693,149	県内の私立学校(幼・小・中・高)及び専修学校高等課程の教育の充実と経営の健全化を図るため、運営費の一部や魅力ある学校づくり等に対して支援する。	学校法人 準学校法人	12	県単 国補	H19	徳島県私立学校運営費等補助金交付要綱 徳島県私立専修学校高等課程運営費等補助金交付要綱
2	総務課	徳島県私立学校関係団体県費補助金(日本私立学校振興・共済事業団補助)	9,185	私立学校相互の協力を促進し、教員の福祉の増進と資質の向上を図り、私立学校の振興に寄与する。	日本私立学校振興・共済事業団	1	県単	S40	徳島県私立学校関係団体県費補助金交付要綱
3	総務課	徳島県私立学校関係団体県費補助金(徳島県私立学校退職金社団補助)	20,220	私立学校相互の協力を促進し、教員の福祉の増進と資質の向上を図り、私立学校の振興に寄与する。	(社)徳島県私立学校退職金社団	1	県単	S42	徳島県私立学校関係団体県費補助金交付要綱
4	総務課	徳島県私立高等学校等授業料軽減事業補助金	13,402	県内の私立高等学校等に在籍する生徒の、授業料負担者の経済的負担を軽減し、就学機会を確保する。	学校設置者	4	県単 国補	H2	徳島県私立高等学校等授業料軽減事業補助金交付要綱
5	総務課	高等学校等就学支援金	130,208	家庭の状況にかかわらず、意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるようにするため、高等学校等就学支援金により、家庭の教育費負担を軽減する。	学校設置者	6	国補	H22	高等学校等就学支援金の支給に関する法律
6	総務課	徳島県奨学のための給付金事業補助金	21,900	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等のいる低所得世帯に対して奨学のための給付金を支給する。	高等学校等に在学する生徒の保護者等	210	国補	H26	徳島県奨学のための給付金支給要綱
7	総務課	専修学校生の授業料軽減費補助金	600	県内の私立専修学校に在籍し、経済的に修学困難な生徒の授業料減免に要する経費に対し補助する。	私立専修学校設置者	1	国補	H28	徳島県専修学校修学支援事業補助金交付要綱
8	総務課	私立小中学校の家計急変世帯支援事業補助金	3,360	県内の私立小中学校に通う家計急変世帯の児童生徒の授業料負担を軽減する。	学校設置者	2	国補	R4	(交付要綱策定中)
9	総務課	授業料等減免費補助金	165,504	県内の私立専門学校に通う低所得世帯の生徒の授業料及び入学金の負担を軽減する。	学校設置者	7	国補	R2	徳島県授業料等減免費補助金交付要綱
10	管財課	国有資産等所在市町村交付金	208,026	県が所有する固定資産のうち、貸付資産として他の者に使用させている資産に対し、固定資産税相当額を交付する。	市町村	22	県単	S31	国有資産等所在市町村交付金法

3 経営戦略部

(単位:千円)

No.	担当課名	名称	予算額	目的	交付先	交付(見込)件数	種別	事業開始年度	根拠法令等
11	税務課	個人県民税徴収取扱費交付金	1,127,405	市町村の個人県民税の賦課徴収事務に要する費用を補償するため交付する。	市町村	24	県単		地方税法第47条、同法施行令第8条の3
12	税務課	特別徴収義務者交付金	134,863	ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収制度の適正な運営を図るとともに、県税収入の確保を期するために、特別徴収事務に要する経費の一部として特別徴収義務者に対して交付する。	特別徴収義務者	106	県単	S48	ゴルフ場利用税等の特別徴収義務者に対する交付金交付規則
13	税務課	税務職員人材育成推進費補助金	7,000	個人県民税を含む市町村税等の税込確保を図るため、徳島滞納整理機構の運営を支援する。	徳島県市町村総合事務組合	1	県単	H18	徳島県税務職員人材育成推進費補助金交付要綱
14	税務課	利子割交付金	73,946	市町村に対し、収入した県民税利子割の中から、一定割合を交付する。	市町村	24	県単		地方税法第71条の26、同法施行令第9条の15
15	税務課	配当割交付金	704,936	市町村に対し、納入された県民税配当割の中から、一定割合を交付する。	市町村	24	県単		地方税法第71条の47、同法施行令第9条の19
16	税務課	株式等譲渡所得割交付金	926,482	市町村に対し、納入された県民税株式等譲渡所得割の中から、一定割合を交付する。	市町村	24	県単		地方税法第71条の67、同法施行令第9条の23
17	税務課	法人事業税交付金	1,482,647	市町村に対し、納付された法人事業税の中から、一定割合を交付する。	市町村	24	県単		地方税法第72条の76、同法施行令第35条の4の7
18	税務課	地方消費税交付金	16,073,252	市町村に対し、収入した地方消費税の中から、一定割合を交付する。	市町村	24	県単		地方税法第72条の115、同法施行令第35条の21
19	税務課	ゴルフ場利用税交付金	174,306	ゴルフ場所在の市町村に対し、納入されたゴルフ場利用税の中から、一定割合を交付する。	市町村	8	県単		地方税法第103条、同法施行規則第8条の13
20	税務課	自動車取得税交付金	100	市町村に対し、納付された自動車取得税の中から、一定割合を交付する。	市町村	24	県単		旧地方税法第143条第1項、同法施行令第42条の9
21	税務課	環境性能割交付金	214,000	市町村に対し、納付された自動車税の環境性能割の中から、一定割合を交付する。	市町村	24	県単		地方税法第177条の6第1項、同法施行令第44条の8
経営戦略部 計			22,184,491						